

文化審議会国語分科会（第43回）議事録

平成22年 3月 4日（木）
午前11時30分～12時20分
旧文部省庁舎・第2講堂

〔出席者〕

（委員）林分科会長，西原副会長，井田，井上，岩見，内田，尾崎，金武，笹原，杉戸，高木，中野，長谷川，濱田，前田，松村，邑上，やすみ，山田各委員（計19名）
（文部科学省・文化庁）合田文化庁次長，清木文化部長，匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 文化審議会国語分科会運営規則
- 3 文化審議会国語分科会の議事の公開について
- 4 文部科学大臣諮問（平成17年3月30日）
- 5-1 「改定常用漢字表（試案）」に対して寄せられた意見の概要
- 5-2 意見募集における意見の内容一覧（基本的な考え方，字種の追加削除）
- 5-3 意見募集における意見の内容一覧（音訓関係，字体関係，その他）
- 6-1 「生活者としての外国人」のための日本語教育の標準的なカリキュラム（案）
のたたき台
- 6-2 「生活上の行為」の分類一覧
- 6-3 「生活上の行為」の事例の整理

〔参考資料〕

- 1 文化審議会関係法令
- 2 文化審議会運営規則
- 3 文化審議会の議事の公開について
- 4 「改定常用漢字表」に関する試案
- 5 外国人に対する日本語教育について
- 文化審議会国語分科会漢字小委員会委員名簿（委員限り）
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿（委員限り）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から出席者（委員及び文化庁関係者）の紹介があった。
- 3 文化審議会令に基づき，委員の互選によって，林委員が国語分科会長に選出された。また，林分科会長から，西原委員が副会長に指名された。
- 4 事務局から，配布資料2「文化審議会国語分科会運営規則」及び配布資料3「文化審議会国語分科会の議事の公開について」の説明があり，了承された。
- 5 第10期国語分科会の発足に当たり，合田文化庁次長からあいさつが行われた。
- 6 上記の4で了承された「文化審議会国語分科会運営規則」に基づいて，漢字小委員会と日本語教育小委員会を設置することが承認された。その後，林分科会長からそれぞれの小委員会に所属する委員の指名が行われた。あわせて，それぞれの小委員会における

- ワーキンググループについても、前期の委員構成のまま継続することが了承された。
- 7 事務局から、配布資料5-1～5-3及び配布資料6-1～6-3についての説明が行われた。なお、その後、意見交換の時間を設けたが、特に意見はなかった。
 - 8 次回の国語分科会及び漢字小委員会の開催日時については、各委員の日程を調整した上で事務局から改めて連絡することとされた。また、日本語教育小委員会については、同日の午後1時から「文化庁特別会議室」で引き続き開催されることが確認された。
 - 9 事務局からの説明は、次のとおりである。

○林分科会長

今期は前期の検討を受けて、更に審議を続けていくということになっております。前回の国語分科会は、昨年11月10日に開催されておりますが、この分科会以後にそれぞれの小委員会で議論されてきた内容につきまして、事務局からの御説明をお願いしたいと思っております。その後で御意見がありましたら、意見交換を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。それでは、漢字小委員会の方から御説明をお願いいたします。

○氏原主任国語調査官

それでは、お手元の配布資料、資料番号で申し上げますと、配布資料5-1、5-2、5-3につきまして御説明申し上げます。この同じ会場で、昨年11月10日に国語分科会が開催されたわけですが、それ以降の漢字小委員会でどのような議論があったのかということにつきまして、御説明申し上げたいと思っております。

昨年11月25日から12月24日まで、この間に第2回目の意見募集を行いました。まず、お手元の配布資料5-1を御覧ください。寄せられた意見の概要ということで、これは、本当に簡単に概要だけをまとめたものでございます。寄せられた意見は、そこにありますように全部で272通でございます。第1回目の意見募集では、その下にありますように、平成21年3月16日から4月16日まで募集いたしまして、220通の意見が寄せられました。ですから、今回の方が若干多いということでございます。

さらに、下を見ていただきますと、「基本的な考え方」として40件、それから「字種の追加・削除」として244件、「音訓の追加・削除」19件、「字体について」67件、「その他」27件ということで、合計いたしますと272を超えております。その理由がアンダーラインを引いたところに、「以下の件数の合計が意見の総数272を超えているのは、複数の項目について言及したものや、複数の人の意見を1通にまとめたものがあることによる。」と書かれています。お一人で、「基本的な考え方」の内容にも触れ、「字種」についてもこれは追加すべきである、これは削除した方がよい、あるいは「音訓」についてもこういうものを追加してほしいといった形で、複数の項目について、意見を寄せてくださっている方がいるということです。そういった御意見は、この1から5までの項目の中で別個にすべて数えておりますので、それで数が多くなるわけです。

配布資料5-2と5-3を見ていただきたいと思います。今日は時間の関係で、これを細かいところまで見ていただくお時間はないと思っておりますが、配布資料5-2と5-3は、今御覧いただいた配布資料5-1の概要で、「1 基本的な考え方」、「2 字種の追加・削除」、「3 音訓の追加・削除」、「4 字体」、「5 その他」というふうに分けていますけれども、これを更に具体的にはどういった御意見があったのかということをお細かく分けたものであります。配布資料5-2の最後を見ていただくと、17ページ、680という数字が一番左側のところにあります。つまり、延べにして680の意見があったということになります。これは、基本的な考え方と字種の追加・削除だけで680の意見があったということです。それから配布資料5-3も同じように見ていただきますと、最終ページ、13ページ

ですが、314になっております。配布資料5-2と5-3を合わせますと、およそ1,000件の御意見があったということです。配布資料5-1の272という数字と、その概要で見ていただいている40件、244件、19件、こういう数字、それと今の約1,000という数字、この関係について初めに申し上げたいと思います。先ほど申し上げたんですが、272通の意見の中には、お一人で4項目や5項目にわたる御意見を寄せてくださっている方がいます。例えば、字種の追加・削除に関して申し上げますと、お一人の方が複数項目にわたる御意見を寄せながら、字種の追加と削除に関しては、お一人で10だとか20だとか、こういう漢字を入れてほしい、一方で、こういう漢字は削除してほしい、というような御意見を寄せているわけです。ですから、細かく見ていきますと、一人の方が複数の項目について、つまり字種について、あるいは音訓について、基本的な考え方について、というふうに複数の項目について述べ、更に字種や音訓については複数の具体的な字について要望を述べる、そういうものがあるわけですね。そういったものをまず漏れのないように、きちっと整理するところから作業を始めました。その作業の結果が、配布資料5-2と5-3でございます。272通の意見を細かく見ていきますと、延べでは、約1,000の意見があると、こういうことでございます。

配布資料5-1にちょっと戻っていただきまして、それでは、どういった御意見が寄せられたのかという概要ですけれども、「1 基本的な考え方」については、「情報化社会の進展と漢字政策の在り方に関する意見」ということで、配布資料5-2の最初のページ、左端の番号で言うと、1番の御意見が例えば、こういうところに整理される意見となっています。「情報化時代への対応と今回の改定の間に必然性がない」というような意見が、この項目に該当いたします。

次に「改定常用漢字表」の性格や名称に関する意見です。「改定常用漢字表」という名称に関して、別の名前の方がいいのではないかというものです。配布資料5-2で申し上げますと、5ページ、そこに105番の意見があります。105、106、107、108、この辺りが名称に関する意見です。「改定常用漢字表」というのは良くない、例えば、105番の意見ですと「公共漢字表」とすべきではないか、106番の意見ですと常用漢字表の名称を変更すべきである、108番の意見ですと「義務教育漢字表」とすべきである、こういった名称にかかわる意見が寄せられております。

配布資料5-1の概要に戻っていただきまして、「漢字数の増加に反対」、「漢字制限には反対」というものがございます。これも同じく配布資料5-2を見ていただきまして、1ページ目の4番から11番のところに、字数を減らして1,850字にせよという意見が寄せられております。現在の「常用漢字表」というのは1,945字ですけれども、1,850というのは「常用漢字表」の前の昭和21年の「当用漢字表」の字数に当たります。つまり、「当用漢字表」のところまで戻るべきだ、漢字を増やす必要はないという御意見でございます。1ページの最後の御意見、29番の御意見を見ていただきまして、逆に、漢字を増やすべきだという御意見でございます。その右側には理由が挙がっております。読んでみますと、最近の新聞は漢字が少なく、すばらしい漢字を使わないことが日本の文化や心が失われていくようではたまらないということが書かれています。つまり、漢字をもっと使っていきべきである、そのためにはもっと漢字を増やしていくべきであるという御意見で、漢字数を減らすべき、増やすべきという両方の御意見が寄せられております。

配布資料5-1の「2 字種の追加・削除」ということで申し上げますと、今回、5件以上、要望のあった字というのは、そこに挙げてある3字だけです。前は5件以上要望のあった字というのはかなりあったんですが、今回はこの3字に集中しているというところが特徴的です。この3字以外で5件以上、要望のあった字はありません。多い順に見ていきますと「玻(は)」、「碍(がい)」、「鷹(たか)」と、こういう順で追加要望の御意見

が寄せられております。

簡単に説明を加えますと、「玻」という字、これが95件要望がありました。前回はゼロですので、今回、際立って要望が増えた字です。この「玻」という字は「玻璃(はり)」, 水晶だとかガラスの意味の「玻璃」ですけれども、そういう熟語で使う、ほとんど日常では見ない字だろうと思います。なぜ今回、95件と多かったのかというと、2年前の2008年に子供の名前にこの「玻」という字に「南」を付けて、「玻南(はな)」という名前を付けたいということがありました。子供の名前に付けられるのは、漢字で申しますと、「常用漢字」であるか、「人名用漢字」である必要があります。「玻」は常用漢字でもなければ、人名用漢字でもないのです、当然、受理されなかったわけです。それに対して、両親が是非この名前を認めてほしいということで、まず名古屋家裁で争うわけですけれども、認められず、その後、名古屋高裁でも認められなかった。こういう経緯がありまして、昨年11月には最高裁に対して不受理の取消しを求めるという抗告が行われています。そんなことがあって、具体的な意見としては皆様の机上に、厚いファイルがあると思いますが、これは今回寄せられた272通の意見をすべて収めているものです、これを見ていただきますと、その「玻南」ちゃんに関する新聞記事なども、資料として併せて送られてきていることが分かります。常用漢字になれば、人名用漢字として認められなくても、子供の名前に付けられますので、御両親であるとか、それを支援する方たちから、今回、この字を常用漢字に追加してほしいという御意見が多く寄せられたために、95件という数字になっている、こういう事情がございます。

それから、2番目に多かった「碍」の86件。これは前回20件ですから、約4倍強の意見が来ております。これにつきましては、障害者と書くときに、障害の害は「害」を使っているわけですけれども、それを「碍」で表記すべきである、そのためには「碍」を常用漢字表に入れるべきである、こういった御意見が86件寄せられたということです。この字は日常生活で申しますと、例えば「融通無碍」の「碍」、あるいは電柱に取り付ける、白い陶磁器製の「碍子」の「碍」で使うぐらいです。日常生活ではそんなに使われている字ではありません。ただ、今、申し上げたような理由から「碍」を入れるべきだという御意見が86件、寄せられたということでございます。

「鷹」に関しましては、前回22件、今回24件ということですので、ほとんど同数ということです。これは、前回追加希望を寄せてくださったところとほぼ同じところから寄せられています。具体的には例えば三鷹市だとか、あるいは「鷹」の付く名前の市町村とか、そういったところからの御意見が多かったということでございます。

その下に、「1次試案から削られたものの復活希望」ということで、これも5件以上ということ申しますと、防諜活動の「諜」、哨戒艇の「哨」、この「哨」は、「前哨戦」という語でよく使うのではないかと、といった理由を挙げて希望した方が5件あったということです。それから、逆に「改定常用漢字表」に関する試案になって追加されたんだけれども、削除した方がいいのではないかとというのが、禁錮の「錮」、これが13件ということ一番多かったということです。それから、名誉毀損の「毀」、勾留の「勾」、ただ、勾留の「勾」は「この坂は急勾配である」とか、そういった形でよく使いますので、この中では数が少なくても6件ということです。

その下に今回、常用漢字表から削除する予定の5字について、これを復活すべきであるという御意見が寄せられていますので、「参考」として挙げておきました。「参考」として挙げたのは5件以上の希望がなかったからです。それぞれ4件、3件、2件というような数で、復活希望が寄せられています。

3番目の「音訓の追加・削除」につきましても簡単に見ておきますと、もっと訓を増やすべきだという御意見が何件か寄せられました。それから、同じように訓を増やす意見に

しても、異字同訓は余り増やすべきではないと、異字同訓、すなわち異なる字で同じ訓を持つもの、例えば「かわる」というのがそうですね、変化の「変」も「かわる」ですし、「替」もそうですし、代理の「代」も「かわる」です、こういう訓を余り増やすと、漢字を使っていくときに、かえって分かりにくくなるので、訓は増やすべきではあるが、こういう訓は増やすべきではないといった御意見が寄せられております。

次の「4 字体」についてですが、「情報機器との関係で「叱・填・剥・頬」の許容について考慮すべき」であるという御意見とか、「デザイン差として加える字について考慮すべき」であるといった御意見などが寄せられています。ここで言う「デザイン差として加える」というのは、例えば一つだけ例を申し上げると、硬式野球、硬式テニスでもいいですが、「硬」という字があります、「硬」の左側にある「石」が大きくても小さくても、「硬」という字には変わらない、こんなふうと同じ字であっても、デザイン上の問題として「石」を割と大き目にデザインするか、小さくデザインするかということがあります。これはデザインの問題ですので、字体としては同じであると考えてのわけです。こういったデザイン差についてもう少し例を加えたらどうかという御意見です。また、「試案の字体に賛成」であるとか、「追加される字種の字体をこれまでの字体と統一すべきである」とかという御意見が、しんにゆうを1点しんにゆうにそろえるべきだというような、ここでずっと議論してきた内容ですけれども、そういう御意見などが寄せられております。

最後に「5 その他」としまして「教育との関係について」。漢字数の増加は、子供に負担になるので、教育との関係についてもっと配慮すべきであるという御意見です。それから「読み書きの能力調査を行うべき」であるという御意見が寄せられております。この「読み書きの能力調査」に関しましては、簡単に申し上げますと、文化庁文化部国語課で毎年度、「国語に関する世論調査」というのをやっております。その「国語に関する世論調査」を利用して、実施しようと考えております。従来ですと、層化二段抽出ということで、日本人全体の縮図になるような形で3,000人を抽出して、調査しているわけですが、今回、その規模を2倍にしまして、6,000人規模で調査を行いつつあります。実際に調査は始まっております。これの速報値ということで、大体、どういう数字が出てくるのかということは、今月中には明らかになりますので、漢字小委員会ではその速報値を見ていただいて、改めて確認及び議論をしていただこうということになっております。

漢字小委員会につきましては、以上でございます。

○林分科会長

ありがとうございました。御質問、御意見は二つの小委員会の御報告をまとめて伺った後にお聞きしたいと思いますので、引き続きまして日本語教育小委員会の御報告をお願いしたいと思います。

○匂坂国語課長

それでは、日本語教育小委員会の審議状況については、私の方から御説明させていただきます。第9期の小委員会におきましては、その前の期に当たります第8期の報告におきまして、生活者としての外国人に対する日本語教育の目標及び標準的な内容、方法を指針として示すということが国の担うべき役割の一つとして整理されました。そういうことを受けまして、生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的な内容等について、さらには標準的なカリキュラム案の開発に向けて検討を行っていただいたところでございます。

昨年11月に開催されました前回の国語分科会の折にも、日本語教育小委員会の審議状況としまして、日本語教育の標準的な内容等についての検討状況が説明されたところでございます。本日、お配りしております資料のうち、配布資料6-1から6-3までが関係の

資料でございますが、配布資料6-2と6-3は細部を除きまして、基本的には、前回の国語分科会で御説明した資料と同じ資料となっております。資料6-1が今回、新たにお示しする資料というふうになっております。

前回の国語分科会の折には、検討の流れとしまして大まかに分けて外国人、日本人でも共通ですけれども、生きていく上で必要な生活上の行為というのは、どういうものがあるか、そういう分類がどうあるか、さらにはその分類ごとにどのような生活上の行為というのが具体的にあるのか、更にそういった具体的な行為について、日本語教育という観点から学習項目はどういうのが該当するかという、そういう流れで作業や検討を進めてきており、さらに、国語分科会の時点では、学習項目の要素の記述について正に作業を行っているという、そういう趣旨の説明をさせていただいたところでございます。

前回の国語分科会での説明と重複する部分がございますけれども、その内容について、御説明させていただきます。

順番が前後して恐縮ですが、配布資料6-2を御覧いただければと思います。これは例えば国立国語研究所の調査結果等に基づきまして、外国人の方々が日本語を使って、我が国において社会生活を送っていく上で、必要と考えられる生活上の行為を分類したものでございます。大分類で10項目、中分類で22項目、小分類で43項目の3段階に分類しております。小分類の中には黒丸(●)の付されたものが21項目ございます。これは凡例にありますように、「基本的な生活基盤を形成するために、来日間もない外国人にとって、基本的に不可欠であると考えられる「生活上の行為」の小分類、又は安全にかかわる(緊急性がある)「生活上の行為」の小分類のいずれかに該当すると考えられるものを示す」としているところでございます。

次に、配布資料6-3を御覧ください。ただ今の配布資料6-2の生活上の行為の小分類を更に細分化したものでございます。例えば1ページ目の小分類「01 医療機関で治療を受ける」とありますのは、配布資料6-2の一番上にあります、大分類の「01 健康・安全に暮らす」の中分類の「01 健康を保つ」にあります、小分類「01 医療機関で治療を受ける」をそのまま、ここにコピーしたものでございます。小分類の項目を細分化、具体化したものを生活上の行為の事例として整理しているというものでございます。例えば「0101 適切な医療機関の選択をする」とか、「0102 問診表に記入する」とかといった「上位項目(事例1)」としておりますけれども、それらに該当する事例をそれぞれ「下位項目(事例2)」とも書いてあります。そういった項目として、列挙しているところでございます。この「生活上の行為」の事例の下位項目につきまして、外国人が日本で生活する上でどこまで必要か、また、どういった観点で必要かについて検討が行われました。一番上の凡例にもございますように、黒丸(●)につきましては、先ほどの配布資料6-2と同じ意味で使っております。また、「基本的な生活基盤の形成に不可欠であり、かつ複雑なコミュニケーションを必要とせず、外国人が主体的に動くことが必要とされる「生活上の行為」の事例、又は安全にかかわる(緊急性がある)「生活上の行為」の事例のいずれかに該当すると館挙げられるもの」に黒い星印(★)を付けております。「★」と同旨の事例のうち、(外国人が)「理解すること」が求められる「生活上の行為」の事例に該当すると考えられるもの」に白抜きの星印(☆)を付けて、「生活上の行為」の事例の整理を行ったところでございます。

以上は飽くまでも「生活上の行為」の事例を整理したものでございます。先ほど触れましたように前回11月の国語分科会の時点では、この「生活上の行為」の事例の一部について、学習項目の要素を記述するという作業を始めたところでございました。この点につきまして、これまでに作業、検討が進んできているところですので、具体的に説明をさせていただきます。

作業としましては、配布資料6-3で列挙しております事例のうち、小分類レベルで黒丸(●)が付いていて、かつ下位項目のレベルで黒い星印(★)又は白抜きの星印(☆)が付いている事例の中から、より代表的であると思われるものの抽出を行ったところでございます。これらの事例につきまして、日本語教育の観点から、それを日本語で行う際に必要となりますコミュニケーションの要素というものを記述しました。それが、配布資料6-1になりますが、この5ページ目以降のA3判の部分をご覧ください。生活者としての外国人の方々がコミュニケーションの要素を習得することによって、生活上の行為を日本語で行うことができるようになるのだと思いますが、それぞれの生活上の行為の事例に対しまして、学習の目的である能力記述、生活上の行為が発生する場面、やり取りの例について記述をするとともに、そのやり取り例の中に出てきます文法、機能、語彙について体系化して記述を行ったところでございます。また、話す、聞く、読む、書くという四つの技能のうち、どの技能の学習が要求されているか、該当するものに丸印(○)を付けてあります。

さらに、この学習項目の要素の一覧を学習時間という観点から検討して、まとめたものが配布資料6-1の最初の部分に当たります。この表におきましては、これまで「生活上の行為」の大分類、中分類、小分類としていたものを、それぞれ大目標、中目標、小目標というふうに整理してございます。ただ、それぞれの目標を達成するために、実際に要する学習は外国人の方々それぞれの外国語の学習経験等、様々な条件によって変わってくると思われまので、具体的な時間数ではなく、それぞれの区分に含まれます「生活上の行為」の事例を学ぶのに必要とされる時間の相対的な割合である、「単位」という用語を仮に使って示しているというところでございます。例えば1ページ目の小目標の欄に、「01 医療機関で治療を受けることができる」につきましては2単位、「02 薬を利用することができる」は1単位とありますが、これは具体的な学習時間数のことではなく、医療機関で治療を受けることができるようになるための必要な時間は、薬を利用することができるのおよそ2倍であろうということを示しているものでございます。この配布資料6-1につきましては、正に日本語教育小委員会で検討中のものがございますので、たたき台ということで、そういうタイトルを付けさせていただいているところでございます。

以上が日本語教育小委員会の審議状況の報告でございます。

○林分科会長

どうもありがとうございました。二つの小委員会の審議状況について、それぞれ御説明いただきましたが、ただ今の御説明について、何か質問などがありましたら、お願いいたします。(→ 挙手なし。)

特に御質問がないようですので、それでは、これから意見交換に入りたいと思います。本日は、今期、第1回目の国語分科会であるということで、これまでの御説明に基づきまして、御出席の委員の方々から、自由に御感想あるいは御意見など頂ければと考えております。どうぞ御自由にお願いをいたします。御自分の分属しておられる委員会の御報告については、既にそれぞれの委員は十分、お分かりのことと思いますが、それ以外と言いますか、もう一方の小委員会の御報告について、何か御感想なりがあったら、お伺いしたいと思います。余り無理に御感想を言っていただくのも大変恐縮ですので、そういうことはしないということにしまして、これだけ議論が進んでまいりましたので、御自分の属していない小委員会の審議というのは、なかなかその内容に入って行って質問ということも、ちょっと無理なお願いかなというふうに思いますが、どんなことでも結構です。お気づきのことがありましたら、お願いいたします。(→ 挙手なし。)

もしも特にございませんようでしたら、これだけ何年かにわたって審議が続いてきてお

りますので、委員の方々、御自分の分属する小委員会、もう一方の小委員会の審議内容については、御了解いただいているということとしまして、この件に関しましては、これで終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

これ以後、それぞれの小委員会で、本年の実質的な審議が始まります。大事なまた1年でございますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。これで終了させていただきます。